

北海道苫小牧工業高等学校同窓会会則

第1章 名称及び本部

- 第1条 本会は北海道苫小牧工業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部を北海道苫小牧工業高等学校苫工記念館内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図るための諸活動
 - (2) 会報及び会員名簿の発行
 - (3) 母校の後援
 - (4) その他必要と認められた事項
- 第5条 本会の目的のため、地域又は団体内に支部を置くことができる。

第3章 会員

- 第6条 本会の会員を分けて正会員及び特別会員とする。
- (1) 正会員は北海道庁立苫小牧工業学校卒業生、北海道苫小牧工業高等学校卒業生並びに同校に在籍したる賛同者とする。
 - (2) 特別会員は北海道苫小牧工業高等学校職員及び旧職員とする。
 - (3) 会員の入会、退会は会長の承認を受けるものとする。

第4章 役員

- 第7条 本会は次の役員を置く。
- 顧問等若干名、会長1名、副会長約15名程度、理事はその年度事業の必要性に応じて若干名、監査2名、事務局局長1名、事務局次長1名。
- 本会の設立目的から事務局局長以外は無給とする。
- (1) 顧問等には本会の趣旨に賛同する者より会長之を委嘱する。
 - (2) 役員は総会において正会員中より選出し、その任期は2年とし再任は妨げない。

- 第8条 役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 顧問等は本会の重要な事項に関し会長の諮問に応じる。
 - (2) 会長は本会の一切の会務を統括する。
 - (3) 副会長は会長を補佐する。会長事故ある時は当面副会長の中から会長代理を互選し之を代理する。
 - (4) 事務局局長は事務局常勤者として会長並びに副会長の当会運営方針に従い、学校側及び外部からの要請に対し密に連絡・報告しその指示のもと会務を処理する。
 - (5) 事務局次長は事務局局長を補佐し事務局局長事故ある時は之を代理する。
 - (6) 監査は年1回以上会計事務を監査し総会に報告。
 - (7) 事務局局長は交替時、事前に後任者を引継教育する。
 - (8) 理事は会長の命を受け諸般の会務に従事する。

第5章 会議

- 第9条 本会の会議を分けて役員会及び総会とし、必要に応じて特別会員も出席できる。
- (1) 役員会は随時之を開催し、会務遂行に関して協議する。
 - (2) 役員会は会長、副会長、理事、監査、事務局局長、事務局次長を以て構成する。
 - (3) 総会は毎年1回5月之を開くことを原則とし、次の事項を付議する。
 - ① 会務の報告及び事業計画
 - ② 会則の改廃、諸規定の制定
 - ③ 財産の管理処分に関する事項
 - ④ 役員を選出
 - ⑤ その他会長が必要と認める事項
- 第10条 臨時総会は会長が必要と認められた時之を開く。
- 第11条 総会の決議は出席者の過半数を以てし、可否同数の時は議長が決める処に依る。議長は会長が就任する。

第6章 会計

- 第12条 正会員は入会に際し入会金として金3,600円を納付するものとする。
- 第13条 正会員は毎年4月、年会費として金2,000円以上を納付するものとする。
- 第14条 本会の経費は次の収入により毎年予算を以て之を当てる。
- (1) 入会金
 - (2) 正会員の会費
 - (3) 寄付金、その他の収入
- 第15条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 支部

- 第16条 支部設立に際しては、会長の承認を必要とする。
- 第17条 正会員は最寄りの支部会員となるものとする。
- 第18条 支部長は毎年4月1日現在支部会員名簿を同月末日迄に本部に送付するものとする。

昭和24年10月16日より実施
昭和31年 5月27日一部改正
昭和34年 6月 7日一部改正
昭和56年 5月31日一部改正
平成14年 5月25日一部改正
平成18年 5月27日一部改正
令和 6年 7月27日一部改正

同窓会細則

- (死亡広告の取扱い)
- 会員死亡の場合、本人又は遺族の意思により、死亡広告に苫工同窓会の会員である旨を掲載することができる。

令和 6年 7月27日より実施